

廿日市市雇用調整助成金受給サポート補助金に関するQ&A

Q1 補助の対象となる者は、どのようなものか。

A 次の要件のいずれにも該当する者とします。

- ① 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（表1参照）
- ② 市内に主たる事業所を有する者
- ③ 雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金」という。）について広島労働局長の支給決定を受けている者
ただし、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の休業手当（休業等の初日が令和2年1月24日以降のもの）に係るものに限る
- ④ 雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼している者
- ⑤ これまで当該補助金の交付を受けていない者
- ⑥ 廿日市市の税を滞納していない者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員等に関する事項に該当がない者

（表1）

業種	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
①小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
②サービス業	5,000万円以下	100人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④その他の業種	3億円以下	300人以下

Q2 主たる事業所を有する者とあるが、具体的にはどういうことか。

A 次のいずれかに当たる場合

- ① 本社・本店は市外にあるが、支所/営業所が廿日市市にあり、事業所単独で社会保険労務士に申請代行を依頼し、ハローワークに雇用調整助成金の申請(受給)を行っている場合
- ② 個人事業主の事務所は市外にあるが、店舗が市内にあり、店舗で雇用している従業員について、緊急雇用安定助成金の申請をハローワークで手続きしている場合

Q3 雇用調整助成金の支給決定を受けている社会福祉法人や医療法人等の法人・団体についても対象となるのか。

A 対象となります。

ただし、公益法人など行政からの補助金・委託費などの公的資金を受けている法人は対象外とする場合があります。

《補助対象法人・団体例》

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)など

Q4 補助の対象となる経費は、どのようなものか。

A 社会保険労務士に支払った報酬のうち、次の経費とします。

- ① 広島労働局へ申請する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費
- ② 雇用調整助成金の広島労働局への代行申請に要する経費
- ③ 雇用調整助成金の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費

※消費税及び地方消費税に相当する額は対象外となります。

また、類似制度により既に補助を受けている経費は除く。

Q5 社会保険労務士の報酬に係る源泉所得税は補助対象経費に含まれるか。

A 含まれます。

契約書、請求書及び領収書に、内訳(報酬本体、源泉徴収税、消費税等)が分かるように記載されているか確認してください。

Q6 社会保険労務士以外に申請手続等を依頼し、支払った報酬は、対象とならないのか。

A 弁護士に申請手続等を依頼した場合も対象となります。

Q7 市外の社会保険労務士に業務を委託した場合でも、補助対象となるのか。

A 対象となります。

Q8 本交付要綱の施行日(令和2年5月14日)より前に社会保険労務士に支払った報酬でも対象となるのか。

A 対象となります。

令和2年1月24日から補助対象者が実施する補助事業に適用されます。

Q9 補助金額は、いくらか。

A 20万円を上限に、補助対象経費の全額を補助します。

なお、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

Q10 申請回数に制限はあるのか。

A 申請回数に、制限はありません。

Q11 既に申請し補助金を受領済みだが、再度申請することは可能か。

A 1事業者につき上限額 20 万円までは、複数回申請することができます。

Q12 2回目以降の申請をする場合、補助金額はいくらか。

A 2回目以降は、上限額 20 万円から既に交付決定を受けた補助金額を差し引いた額を申請することができます。

Q13 2回目以降の申請をする場合、交付申請額はどのよう記載したらよいか。

A 補助対象経費上限額（20 万円）から、既に交付決定を受けた補助金額を差し引いた額を、申請書（様式第 1 号）の交付申請額欄に記載してください。

<計算例>

限度額	—	既に交付決定を受けた 補助金額（消費税抜き）	=	2回目以降に 申請できる額（消費税抜き）
(200,000 円)		(120,000 円)		(80,000 円)

Q14 いつまでに申請する必要があるのか。

A 令和 4 年 2 月 28 日（日曜日）（当日消印有効）までです。

Q15 申請に必要な書類は、こういったものか。

A 廿日市市雇用調整助成金受給サポート補助金交付申請書兼実績報告書に、次の書類を添付して申請してください。

- ① 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- ② 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金の申請等に係る契約を証するものの写し
- ③ 社会保険労務士からの請求内訳が確認できる書類（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。）
- ④ 社会保険労務士への支払が確認できる書類（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。）
- ⑤ 市長が必要と認める書類

Q16 委託契約書への記載内容はこういったものですか。

A 契約書の様式は問いません。ただし、委託の内容や委託料の内訳が分かるように記載してください。また、申請には委託契約書の写しが必要ですので、委

託契約を交わした後、申請手続等を行ってください。

Q17 社会保険労務士による補助金の代理受領を行う場合、請求書や領収書への記載はどうするのか。

A 報酬額全額が分かるように、社会保険労務士から発行される請求書や領収書に、次のような記載をしていただくように依頼してください。

<例> 報酬契約額が 11 万円(うち消費税等 1 万円)の場合、10 万円は補助金として市から直接社会保険労務士に支払われ、1 万円が中小企業者から社会保険労務士へ支払われる場合。

<記載>

「金 10,000 円、ただし、雇用調整助成金受給サポート業務に係る報酬額 110,000 円のうち、廿日市市から代理受領する廿日市市雇用調整助成金受給サポート補助金 100,000 円を除いた金額として」

Q18 代理受領の場合において、市から社会保険労務士に補助金が支払われたことをどうやって確認するのか。

A 廿日市市雇用調整助成金受給サポート補助金決定通知書兼確定通知書を、中小企業者に対し、発行します。この決定通知書をもって確認してください。

Q19 補助金の交付には、どのくらいかかるのか。

A 補助金交付申請書兼実績報告書提出後、その内容を審査し、適当と認められるときは、1 か月をめぐりに、廿日市市雇用調整助成金受給サポート補助金交付決定通知書兼確定通知書により通知するとともに、補助金を交付します。

Q20 社会保険労務士に申請書類の作成等を依頼したいが、どこに連絡をすればよいのか。

A 県社会保険労務士会にお問い合わせください。

電話番号： 082-212-4481

FAX 番号： 082-212-4482

ホームページ： <http://www.hiroshima-sr.or.jp/>